

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
10月26日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなればならない区域の指定 (環境政策課) 三
- 解除予定保安林 (長門市) (森林整備課) 三
- 公告
土地改良区の役員の届出 (農村整備課) 四
- 県管長沢地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 四
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数 五



山口県告示第三百十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年十月二十六日から同年十一月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年十月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法		
	能力 (N ^m /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当た りの使用 時間	季節的変 動の概要
四七ーホ (三基)	六〇〇	令和三、 一、一六	令和三、 一、一六	令和三、 一、一六	連	二四時間	変動なし
四七ーホ	〃	令和三、 一、二四	令和三、 一、三〇	令和三、 一、二一	〃	〃	〃

備考 「四七ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	項目	汚水等の汚染状態の値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	
中 和 槽	処理前	一〇	八	四	一〇、三〇六
	処理後	八	七	二〇	三三三三・九
	処理前	四	七	二五	三三三一・九

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (t/日)	処理の 方式	間使用 時間 隔間	の一日 使用 時間	概 季節 的 変動 の 要 求	年 工 事 着 手 予 定	年 工 事 完 成 予 定	年 使 用 開 始 予 定
沈殿池	素掘り	〃	沈殿	〃	〃	〃			
凝集沈殿槽	〃	一九、二〇〇	凝集沈殿	〃	〃	〃			
中 和 槽	〃	一四、四〇〇	〃	〃	〃	〃			
設 合 成 工 場 排 水 処 理 施 設	コンクリート製	二、八八〇	中 和 連 続	二 四 時 間	概 季節 的 変動 の 要 求	年 工 事 着 手 予 定	年 工 事 完 成 予 定	年 使 用 開 始 予 定	

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚水等の汚染状態の値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	
四七ーホ (三基)	六・五	七	一〇	〇・六
四七ーホ	〃	〃	〃	〇・二

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

凝集沈殿槽	沈殿池		凝集沈殿槽		処理後
	処理前	処理後	処理前	処理後	
八・四	〃	〃	九	八・四	〃
九〃七	〃	〃	一二〃九	〃	一〇〃七
〃	七	〃	〃	〃	〃
二〇	〃	〃	二二	一八	〃
一六	〃	〃	一八	一六	〃
二五	〃	一、〇〇〇	六、〇〇〇	二五	〃
〃	〃	〃	五〇	〃	〃
五六	〃	〃	八〇	五九	〃
〃	〃	〃	〇・四	〇・三	〃
一	〃	〃	五〇	〇・九	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
二、五六七・七	二、七三〇・二	〃	一、六八三・五	九、四六七・九	〃
一六、三七〇・一	〃	〃	一七、四一四・二	一四、八一七・二	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 3 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通	最大	通	最大	
八・四	通	最大	通	最大	一四、四一三・六一六、三七〇・一
九〃六	通	最大	通	最大	〃
七	通	最大	通	最大	〃
二〇	通	最大	通	最大	〃
一六	通	最大	通	最大	〃
二五	通	最大	通	最大	〃
二八	通	最大	通	最大	〃
五六	通	最大	通	最大	〃
〇・三	通	最大	通	最大	〃
一	通	最大	通	最大	〃
一四	通	最大	通	最大	〃

山口県告示第三百十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年十月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和三年十月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市野村南町四八三八の一の一部、四九七六の一部、四九七六の一の一部、四九七六の二の一部及び四九七六の六の一部
- 二 特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、一・一ジクロロエチレン、一・一ジクロロエチレン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物

- 一 解除予定保安林の所在場所

長門市三隅上字四ノ瀬一〇八五九の一・字鍋割一〇八六〇の一・一〇八八〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)



(二二七) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和三年十月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
下関市豊北町土地改良区	理事	中嶋 教二	下関市豊北町大字粟野三二六二
〃	理事	白石 政美	豊北町大字阿川二八八六
〃	理事	西 吉秋	豊北町大字神田四一五三
〃	理事	岡野 長治	豊北町大字角島九六二
〃	理事	山田 誠	豊北町大字神田上四八三五の六
〃	理事	山田 英樹	豊北町大字滝部三四六
〃	理事	林 岩雄	豊北町大字田耕四〇六三
〃	理事	秋枝 責雄	豊北町大字粟野三一四の二
〃	理事	奥山 和雄	豊北町大字滝部一六七五
〃	理事	田中 利明	豊浦町大字川棚四八八一の三

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所

下関市豊北町土地改良区 理事 松久 安則 下関市豊北町大字粟野三三八九

〃 〃 松富 鐵夫 豊北町大字阿川四四八〇

〃 〃 西 吉秋 豊北町大字神田四一五三

〃 〃 岡野 長治 豊北町大字角島九六二

〃 〃 村林 和義 豊北町大字神田上四三九四

〃 〃 山田 英樹 豊北町大字滝部三四六

〃 〃 中野 晋治 豊北町大字田耕六一〇七

〃 〃 白石 政美 豊北町大字阿川二八八六

〃 〃 河野 俊男 豊北町大字神田上五二七二の二

〃 〃 林 岩雄 豊北町大字田耕四〇六三

(二二八) 県営長沢地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営長沢地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年十月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営長沢地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年十月二十七日から同年十一月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二二九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和三年十月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字末武上字上古所及び字中古所
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市生野屋西一丁目五番二五号
株式会社アイアセット

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡平生町大字平生村字東豊田壹ノ割及び字東豊田貳ノ割
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
柳井市駅南一番八一〇四号
齋藤 良明



山口県選挙管理委員会告示第八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和三年十月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰 治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
---------	------	----------

条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二、八六一
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四二、八七八
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四二、八七八
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	三八四、三九〇、三五〇
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	三八四、三九〇、三五〇
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	一三九、一四七、一五〇
県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条	一三九、一四七、一五〇
	上関町選挙区、周防大田布選挙区、周防小田選挙区、美祿市選挙区、柳井市選挙区、光市選挙区、岩手市選挙区、下松市選挙区、萩市選挙区、宇部市選挙区、下関市選挙区	三八四、三九〇、三五〇
	下松市選挙区、宇部市選挙区、萩市選挙区、下松市選挙区	二四二、八七八
	山口市選挙区、宇部市選挙区、萩市選挙区、下松市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区、萩市選挙区、下松市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区、萩市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八
	宇部市選挙区	二四二、八七八

令和三年十月二十六日印刷
令和三年十月二十六日発行

発行人所

山口県知事